

目黒区立碑小学校PTA規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は目黒区立碑小学校PTAといい、事務所を同校内におく。
- 第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、会員相互の教養を高め、親睦をはかり、児童の健全なる発達をたすけることを目的とする、社会教育関係団体である。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
1. 学校教育の理解と協力
 2. 教育に関する学習
 3. 会員相互の教養と親睦
 4. 児童の校外生活の指導
 5. 児童の地域環境の改善
 6. 同一目的をもつ団体との協力
 7. その他目的達成に必要な事項
- 第 3 条の2 会員は、前条の目的に沿って本会の活動を行うこととし、本会を利用して営利活動、政治活動、宗教活動(但し、わが国社会通念上または目黒区碑小学校地域の慣習となっているものを除く。)を行ってはならない。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者(父母またはこれに代わる者)と教職員とする。

第 3 章 会 計

- 第 5 条 本会の経費は会費・寄付金・およびその他の収入によって支弁する。
- 第 6 条 会費は、会員一世帯につき年間 3,000 円とする。但し、事情により減免することができる。
- 第 7 条 会費の徴収は、校長に委任する。
- 第 8 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第 4 章 役員および顧問

- 第 9 条 本会に次の役員をおく。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 2～5名
 3. 書 記 2～5名
 4. 会 計 2～5名
- 第 10 条 役員の任務は、それぞれ次のとおりとする。
1. 会 長 本会を代表し、会務を統括し、総会・代表委員会・運営委員会・役員会を召集する。
 2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
 3. 書 記 本会の一般事務を担当し、特に総会・代表委員会・運営委員会・役員会の議事運営について起案し、会議の通知と記録の作成保管等にあたる。
 4. 会 計 本会の経理事務を担当し、総会において決算報告を行う。
- 第 11 条 役員を選出は次のとおりとする。
1. 保護者側役員は、別に定める役員候補者選出委員会により推薦され、代表委員会の承認を得て定期総会に報告するものとする。但し、年度の途中において欠損を生じた場合は、運営委員会において選出補充することができる。
 2. 学校側役員は、校長の推薦により会員が委嘱する。

目黒区立碑小学校 P T A 規約

- 第 12 条 役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年とする。但し、重任を妨げない。
役員が第3条の2の規定に違反した時には、代表委員会の議決により、これを解任することができる。
- 第 13 条 本会の運営について諮問するため、顧問をおくことができる。顧問は代表委員会の承認を得て委嘱する。顧問の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 第 14 条 役員会は必要に応じて開催し、緊急事項の処理、その他運営の重要事項については協議する。
- 第 15 条 役員会の構成は次の通りとする。
会長・副会長・書記・会計および学校代表

第 5 章 総 会

- 第 16 条 総会は、本会最高の議決機関とし、定期総会は毎年度開始日から1ヶ月以内に開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
また、役員会が認めた場合、書面にて総会を行うことができる。
- 第 17 条 定期総会の議題は次のとおりとする。
1. 前年度活動・決算の報告
 2. 新年度活動計画・予算の決定
 3. 新役員承認の報告
 4. 規約の変更
 5. その他運営委員会において必要と認める重要事項
- 第 18 条 定期総会は、開催の3日前までに、日時・場所・議題を通知し、会員の1割以上の出席（書面による総会の場合は会員数の過半数の回収）をもって成立する。
- 第 18 条の2 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めた場合、または会員の1割以上の要求があった場合に開催する。
- 第 19 条 総会の議決は、次のとおりとする。
1. 議決には、総会の出席者の過半数（書面による総会の場合は回収数の過半数）の同意を必要とし、賛否同数の場合は議長（書面による総会の場合は会長）がこれ決定する。
 2. 議長は総会出席者の互選とする（書面による総会の場合は議長を置かない）。
 3. 議決権は、会員1世帯につき、1票とする。
 4. 会員は、総会ごとに予め代理権を証明する書面を本会に提出することにより、本会の議決権を有する他の会員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 5. 第 17 条および本条第1項にいう「出席」には、前項に定める「代理」によるものも含めるものとする。

第 6 章 代 表 委 員 会

- 第 20 条 代表委員会は総会につく議決機関で、会長または運営委員会が必要と認めた場合に開催し、役員・顧問の承認、細則の決定、その他本会運営上の重要事項について審議決定する。代表委員会の成立は構成員の過半数とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第 21 条 代表委員会の構成は次のとおりとする。
役員・各委員会委員長・同副委員長・各学年委員会学級代表・各部部長・同副部长および学校代表(6名以内)

目黒区立碑小学校 P T A 規約

第 7 章 運 営 委 員 会

- 第 22 条 運営委員会の任務は次のとおりとする。
1. 総会および代表委員会に提出する議題の決定および総会・代表委員会における決定事項の処理。
 2. 各委員会・部の活動に関する連絡調整
 3. その他本会運営に関する一切の事項
- 第 23 条 運営委員会の構成は次のとおりとする。
役員・各委員会委員長・各学年委員会代表(必要に応じ出席)・各部部长および学校代表。
但し、各委員長に代わり各副委員長、各部部长に代わり各部副部长が出席することを認める。

第 8 章 委員会・部会

- 第 24 条 本会に次の委員会・部会をおく。
1. 委員会
 - ①各学年委員会
各学級の連絡を密にし、共通の問題について協議し、学年・学級集会の充実をはかる。
 - ②学年委員会
各学年共通の問題について連絡協議し、上記委員会活動の充実をはかると共に、この目的達成のため必要により委員長は、各学年委員会を同時に召集することができる。
 - ③家庭教育委員会
家庭教育委員会の開催などを通じ、家庭教育の充実を図るための活動を行う。
 - ④選出委員会
主に翌年度の役員、各委員会委員長および各部部长の選出活動を行う。
 2. 部会
 - ①厚生部
児童の保護、体育の向上、会員相互の研修と親睦をはかるための活動を行う。
 - ②広報部
PTA 活動の報道・啓蒙および学校と家庭との連絡ならびに会員相互の連携をはかるための活動を行う。(機関紙「碑だより」の発行)
 - ③校外部
関係各種団体と連絡協議し、児童の校外生活の補導および児童の生活環境の整備向上に関する活動の内、安全部以外の活動を行う。
 - ④安全部
児童の防災、防犯、交通安全に関する活動についての検討およびとりまとめを行う。
 - ⑤サマーサポート部
夏休み期間中に保護者や地域の方などを講師に迎え、子ども向けの講座を開催する。
- 第 25 条 委員会・部会にはそれぞれ委員長・副委員長・部長・副部长を選出し、学校は各部に担当者をおく。委員長・各部部长の選出は第 11 条第 1 項の役員選出に準ずる。
- 第 26 条 委員長・部長は委員会・部会活動を統括し、委員会・部会を開催する。
副委員長・副部长はそれぞれ委員長・部長を補佐し、事故あるときは代行する。

目黒区立碑小学校 P T A 規約

第 9 章 会計監査委員

- 第 27 条 本会に会計監査委員3名をおく。同委員はその年度の会計を監査し、定期総会に報告する。
第 28 条 会計監査の選出は、第 11 条第 1 項の役員選出に準ずる。

第 10 章 規約・細則の改定

- 第 29 条 本会の運営上必要な規約の改定は、代表委員会にはかり、総会において決定するものとする。
細則の改定は代表委員会で決定するものとする。

- 付 則 昭和 47 年 6 月 3 日一部改定。
昭和 57 年 5 月 10 日一部改定。(第6条・第9条)
昭和 62 年 7 月 14 日一部改定。(第6条・第 23 条)
平成 2 年 5 月 14 日一部改定。(第6条)
平成 3 年 3 月 31 日一部改定。(第2条)
平成 12 年 4 月 12 日一部改定。(第6条・23 条・28 条他)
平成 14 年 4 月 12 日一部改定。(第8条・10 条・17 条・28 条他)
平成 27 年 4 月 9 日一部改定。(第3条の 2・8 条・11 条・15 条・17 条・17 条の 2・18 条・
20 条・22 条・23 条)
平成 31 年4月 15 日一部改定。(第 15 条・第 17 条・第 18 条の1・第 18 条の2)
令和 8 年 4 月 12 日一部改定。(第 7 条・第 24 条の 2 他)

目黒区立碑小学校 P T A 規約

役員・会計監査委員・各委員会委員長・各部部长の選出に関する細則

- 第 1 条 規約第 11 条第 1 項に定める役員の選出は本細則による。
- 第 2 条 役員候補者選出委員会の構成は次のとおりとする。
1. 各クラスより 1～2名
 2. 役員より 1名
 3. 教員より 1名
- 第 3 条 役員候補者選出委員会は、役員・会計監査委員・各委員会委員長・各部部长を選び、本人の内意を得て、役員選出のための代表委員会に推薦するものとする。但し、代表委員会開催の3日前までに全員(世帯単位)に文章をもって通知するものとする。
- 付 則 昭和 47 年 6 月 3 日一部改定。
昭和 62 年 7 月 14 日一部改定。
平成 12 年 4 月 12 日一部改定。
平成 27 年 4 月 9 日一部改定。

委員会・部会に関する細則

- 第 1 条 規約第 23 条・第 24 条に定める委員会・部会の構成と選出および任務は本細則による。
- 第 2 条 学級ごとに、原則として各 1 名以上、次の委員・部員を選出する。
1. 学年委員会・家庭教育委員会・選出委員会
 2. 厚生部・広報部・校外部・安全部
- 第 3 条 学年委員学級代表は、学年委員会・運営委員会(必要に応じ出席)・代表委員会に出席し、学級における次の事項を分掌する。
1. 学級集会に関すること。
 2. 学級における会員の連絡に関すること。
 3. 学級間の連絡・調整に関すること。
 4. その他の学級活動に関すること。
- 第 4 条 規約第 24 条 第 1 項①に定める各学年委員会は、学年委員および学年担任教員により構成する。
- 第 5 条 規約第 24 条 第 2 項②に定める学年委員会は、学年委員長・副委員長・学級代表および学年担当教職員をもって構成する。
- 付 則 昭和 47 年 6 月 3 日一部改定。
昭和 62 年 7 月 14 日一部改定。
平成 12 年 4 月 12 日一部改定。
平成 27 年 4 月 9 日一部改定。

目黒区立碑小学校 P T A 規約

PTA サポーター制度に関する細則

- 第 1 条 役員を2年以上、あるいは各委員会・部会内で委員長・部長を含み役職(副委員長・副部長以上)を2年以上経験した場合は、どこの委員会・部会にも所属せず、運営が管理する「PTAサポーター」として登録することができる。
- 第 2 条 「PTA サポーター」には、必要に応じて運営から活動の要請を行う。

付則

本規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

令和 8 年 4 月 12 日一部改定。

目黒区立碑小学校 P T A 規約

個人情報取り扱いに関する細則

(目的)

第 1 条 目黒区立碑小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿およびその他の個人情報データ（以下、単に「個人情報データ」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報データの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データの取扱者は、PTA役員および各委員長・部長とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示する。
なお、特に配慮が必要な要配慮個人情報を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1 会費集金、管理、その他の文書の送付
- 2 会員名簿、委員会名簿、活動参加者名簿の作成
- 3 その他、PTA活動の推進に必要な場合

(利用目的による制限)

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

第 9 条の 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

目黒区立碑小学校 P T A 規約

(保管および持ち出し等)

第 10 条 個人情報データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者(前条第 1 号から第 4 号の場合および目黒区立碑小学校、目黒区教育委員会を除く)に

提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合および目黒区立碑小学校、目黒区教育委員会を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

目黒区立碑小学校 P T A 規約

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。この場合において管理者は、事実および原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(研修)

第 16 条 本会は、PTA役員、各委員長・部長に対して、定期的に個人情報データの取り扱いに関する留意事項についての研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付則

本規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

目黒区立碑小学校PTA規約

慶弔見舞いに関する内規

碑小学校PTA

PTA会員およびその家族の慶弔見舞いに関し、次の基準により支給する。

- | | | |
|--------|---------------------------|---------|
| 1. 祝金 | 教職員の結婚出産 | 5,000円 |
| 2. 香典 | 保護者（父母またはそれに代わる者） | 10,000円 |
| | 教職員・児童 | 10,000円 |
| | 教職員の家族 配偶者・子ども | 5,000円 |
| | 実父母 | 5,000円 |
| 3. 見舞い | 教職員（1週間以上入院の場合） | 5,000円 |
| | 児童（災害等役員が協議する） | 5,000円 |
| 4. その他 | 特別の場合については、役員会において別途協議する。 | |

本内規は平成20年3月17日一部改定。

本内規は平成27年4月9日一部改定。

本内規は令和元年10月19日一部改定。